

東京港臨港道路南北線沈埋函工事に伴う工事区域(航泊禁止)のお知らせ

平成30年12月12日～平成31年12月下旬

- 下記の通り中防北水路では海上工事が行われます。
- 沈埋函が設置されています。付近海域を航行する船舶は、十分注意してください。
- お台場ライナーふ頭及び10号地その2ふ頭西側を利用する500総トン以上の船舶は、東京西航路を利用しての入出港となります。

記

1 概要

(1) 工事内容(図-1、2 参照)

①トレンチ浚渫工

スパット式グラブ浚渫船により沈埋函の設置箇所の浚渫を行います。

②既設護岸撤去工

クレーン付台船等により、既設護岸及び既設護岸前面の捨石等を撤去します。

③仮壁撤去工

起重機船によりケーソンに設置した仮壁を撤去します。

④基礎工

砕石をガット船によりトレミー台船へ直接投入し、均し船による均しを行います。また、護岸付近は砕石をガット船により直接投入し、潜水士による均しを行います。

⑤沈設工

沈埋函を操函ウインチにて函体を操函しながら沈設します。

⑥函内外工

基礎工と同様にトレミー台船により、コンクリート止め砕石の投入を行います。また、コンクリートプラント船によりコンクリートの打設を行います。

⑦埋戻工

函底コンクリート打設後、トレミー台船により岩ズリを投入します。

⑧護岸復旧工

基礎捨石をガット船により投入し、潜水士による均しを行います。

(2) 工事区域明示用標識の設置 (図-2、3 参照)

工事区域を示すための灯標、灯浮標を設置します。

2 工事区域(航泊禁止) 設定期間

平成30年12月12日～平成31年12月下旬

3 安全対策

(1) 作業船団は工事区域内にて夜間係留をします。

夜間停泊時には、法定の灯火を表示するとともに、作業船団の4隅には点滅灯(4秒1閃光黄色)を設置します。

(2) 警戒船

海上作業中は区域に警戒船を3隻配備します。

海上作業終了後は区域に警戒船2隻(国際VHF通信可)を配備し、付近を航行する船舶への注意喚起や情報提供を行います。(図-2、4 参照)

※警戒船へは国際VHF無線(16ch)による連絡が可能です。(呼出名称:南北線警戒船)

(3) 工船用船舶の標識

工船用船舶には法定の灯火・形象物、及び標識旗を掲揚します。(図-5 参照)

(4) 「南北線航行安全情報管理室」を設置し、次の業務を行います。(図-1 参照)

- ・一般船舶等に対する工事情報等の提供
- ・工事区域周辺通航船舶の情報収集
- ・工船用船舶及び警戒船への動静情報の提供、注意喚起等

図-1 案内図

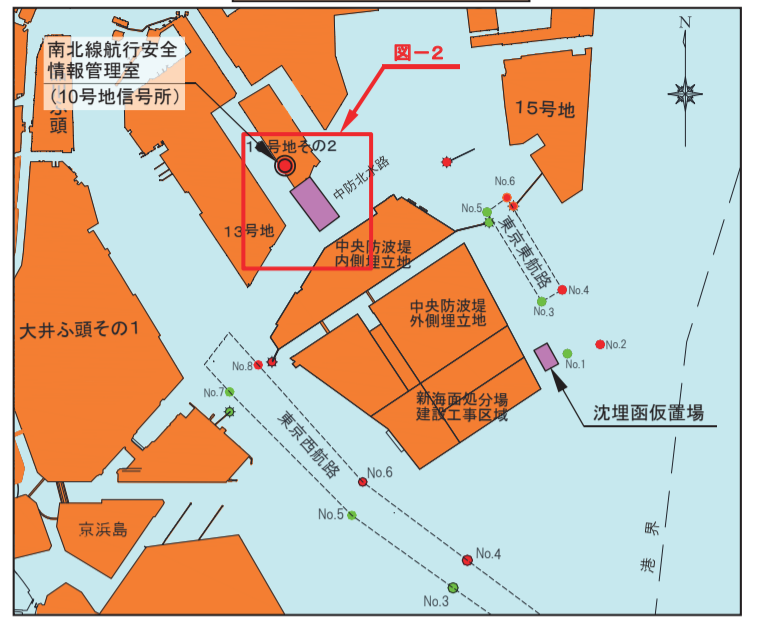
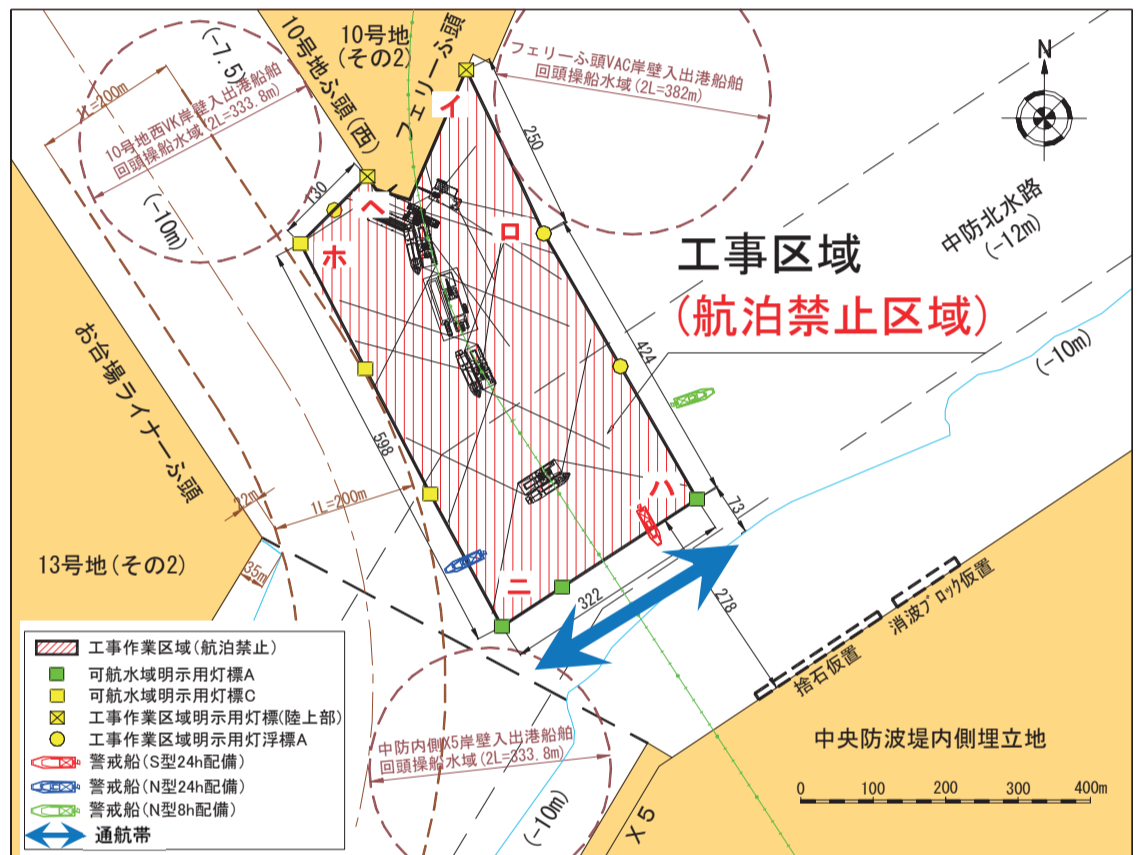


図-2 工事区域図



※ 緑と黄色のブイの外側を航行してください。

◆ 工事区域(図-2 参照)

座標のイからへの各地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

地点	起点	方位	距離	緯度	経度
イ	10号地信号所から	61度33分	159m	35度36分55.5秒	139度47分44.6秒
ロ	イ地点から	154度06分	250m	35度36分48.1秒	139度47分48.9秒
ハ	ロ地点から	149度28分	424m	35度36分36.3秒	139度47分57.5秒
ニ	ハ地点から	236度23分	322m	35度36分30.5秒	139度47分46.8秒
ホ	ニ地点から	331度43分	598m	35度36分47.6秒	139度47分35.5秒
ヘ	ホ地点から	44度27分	130m	35度36分50.6秒	139度47分39.2秒

図-3 工事区域明示用標識【灯標・灯浮標】

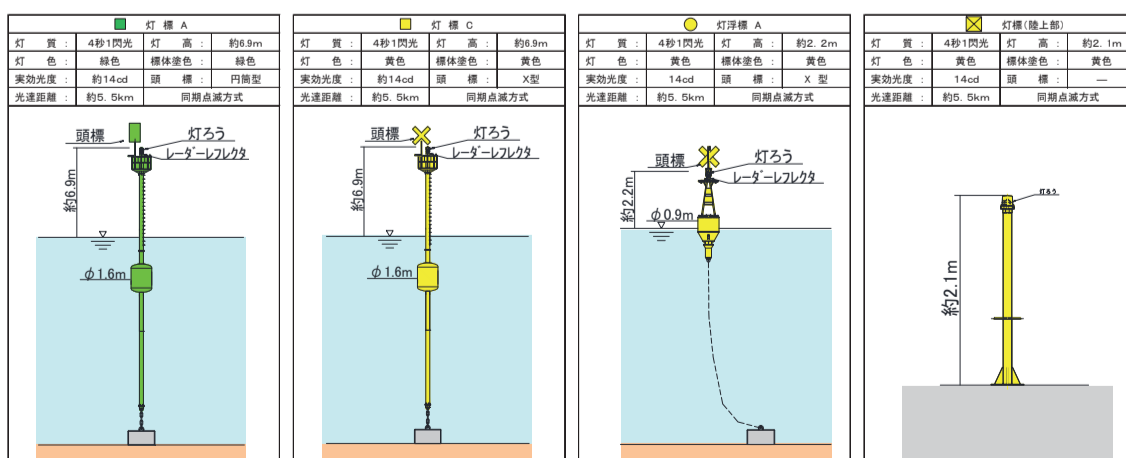


図-4 警戒船の表示

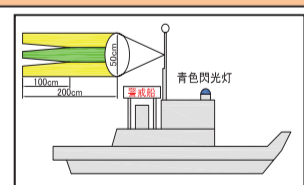
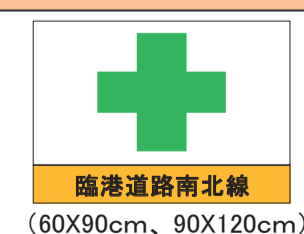


図-5 標識旗



お問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局
東京港湾事務所
電話03-5534-1367
<http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/tokyo/index.htm>

このリーフレットに関する問合せ先

南北線航行安全情報管理室
電話03-5579-6638
namboku-jokan@soleil.ocn.ne.jp